

子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか

平成27年度も、消費税率引き上げの影響を踏まえ、子育て世帯臨時特例給付金を支給します

市から児童手当を支給されている方には、6月上旬に児童手当・特例給付現況届（平成27年度）と兼用の申請書を送付しました。提出がお済みでない方は、記入、押印のうえ忘れずに提出してください。また、平成27年5月に転入、出生などがあった方で、窓口で申請がお済みでない方には、申請書を送付しました。対象となる方は、記入、押印のうえ提出してください。

公務員は、所属庁が交付した児童手当受給状況証明済みの申請書に、必要に応じて振込口座の通帳やキャッシュカードの写しを添付して提出してください。

支給要件

対象

次のいずれかに該当する方

▷平成27年6月分の児童手当を小平市から受給する

▷公務員で、基準日に小平市に住民登録があり、平成27年6月分の児童手当を受給する
※ただし、特例給付（児童手当所得制限限度額（右下表参照）以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給する方は、対象になりません。

※児童手当の認定請求を失念するなどして、平成27年6月分の児童手当を受給できない方も、支給対象になり得ますので、平成27年5月31日時点で住民登録のあった市区町村の窓口にご相談ください。



※上記以外の方でDV被害者は、支給対象となる場合がありますので、窓口にご相談ください。

支給額

対象児童1人につき 3,000円

基準日

平成27年5月31日（日）

申請方法

申請の受付期間

平成28年1月8日（金）まで（必着）

提出（添付）書類

子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）

※公務員は、所属庁が交付した児童手当受給状況証明済みの申請書、受取方法のBまたはCを選んだ方は振込先の通帳やキャッシュカードの写し

申請窓口

市役所2階 子育て支援課
（受付時間は、土曜・日曜日、祝日、年末

年始を除く午前8時30分～午後5時）
児童手当・特例給付現況届と兼用の申請書は、東部・西部出張所、動く市役所でも受け付けます。

※公務員は、8月24日（月）から12月28日（月）までは、市役所5階503会議室で受け付けます。

※郵送でも受け付けます。送付先は「〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地 小平市役所 子育て支援課」です。

受取方法

10月下旬以降、指定口座に振り込みます

児童手当所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	給与収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002.1万円

ご注意

- 平成27年度は、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金のどちらの支給要件にも該当する方については、両方の給付金を受け取ることができます。その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要です。
- 児童手当・特例給付現況届が不備の場合や児童手当・特例給付の認定がされていない場合は、子育て世帯臨時特例給付金は支給できません。

子育て世帯臨時特例給付金担当
子育て支援課 ☎042 (346) 9544

臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の支給を装った振り込め詐欺にご注意ください

市や厚生労働省の職員などが、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機）の操作をお願いすることは絶対にありません。



臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の問合せ先

臨時福祉給付金支給事業本部

☎042(346)9645

12月28日までの土曜・日曜日、祝日を除く
午前8時30分～午後5時

※「自分は給付金の該当者ですか」など、個人情報に関する個別のお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。